

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長岡京市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.0%
全職員	74.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4%
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	95.9%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.0%
31～35年	96.0%
26～30年	97.5%
21～25年	92.0%
16～20年	90.0%
11～15年	86.7%
6～10年	86.8%
1～5年	90.7%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員の占める割合が、男性が約13%であるのに対して女性は約42%となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約75%である。
- ・国及び府の機関からの出向者については、勤続年数を通算している。
- ・短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員の週の所定労働時間（38時間45分）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。